

## 剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、剣淵産品の高付加価値化や事業者の取引先の拡大を促進させるため、新たな商品やサービスを開発しようとする者及び商品やサービスの販路を開拓しようとする者に対し、予算の範囲内で事業経費の一部を補助金として交付することにより、本町における新たな産業の創出や経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内に所在して事業を営む個人事業者（所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく開業届出書を提出せずに活動を行っているグループ、団体等を含む。）及び法人をいう。
- (2) 新商品開発 事業者が販売を目的とした新たな商品やサービスを開発することをいう。
- (3) 販路開拓 事業者が自ら取り扱う商品やサービスの販売先を町外へ拡大させるために行う取組をいう。
- (4) 会計年度 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく普通地方公共団体に適用される会計年度をいう。
- (5) 事業年度 事業者が財務会計のために適用する会計期間をいう。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1号の規定による事業者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 町税等の滞納がない者
- (2) 第6条の規定による補助金交付申請書提出日において、次に掲げる者のいずれかであること。
  - イ 個人事業者の場合は、営む事業の開始後1年以上活動を継続している者
  - ロ 法人の場合は、法人設立後1年以上の事業年度を経過している者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者から除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設を運営する者であるとき。
- (2) 事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有するとき。
- (3) 次条に規定する補助金交付の対象となる経費が、国、地方公共団体及びそれらの関係団体で実施している他の補助金等の対象となるとき。

(4) 令和5年4月1日以降この要綱に基づく補助金の交付を受けているとき。

(5) その他町長が適切でない判断する事業をしようとするとき。

(補助対象経費等)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、新商品開発及び販路開拓のために必要となる経費で、別表に定める経費とする。

2 前項の規定による経費に係る補助対象期間は、第7条の規定による認定のあった日（以下「認定日」という。）の属する会計年度における4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 新商品開発に要する期間が複数年度にわたる場合は、それぞれの会計年度において補助対象経費とすることができるものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、次の各号に定める額で予算に定めた額の範囲内とする。

(1) 補助対象経費の2分の1以内で、50万円を限度とする。ただし、一商品の途中までの開発経費に係る補助金を受けた者が引き続き開発経費に係る補助金を受けようとする場合は、一商品の開発全体に係る経費に対する補助金額について50万円を限度とする。

(2) 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に示す書類を添え町長に提出し、その認定を受けなければならない。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 補助事業の収支予算書（別記第3号様式）

(3) 納税証明書

(4) 事業経費の証明書類（見積書の写しなど）

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）及び指令（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 町長は、前条の規定による交付決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の遂行)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定の内容及びこれに付けた条件に従い、誠意を持って補助金の交付対象となる事業を行わなければならない。

(補助事業の変更)

第10条 交付決定者は、事業の内容や計画を変更しようとするときは、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付変更承認申請書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認申請書に添える書類は、第6条の規定に準ずる（第6条第2号の規定による補助事業の収支予算書（別記第3号様式）は、補助事業の収支予算書（変更）（別記第7号様式）に読み換える。）ものとし、変更する事項を示すものとする。

3 町長は、第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付変更の可否を決定し、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付変更承認（不承認）通知書（別記第8号様式）及び指令（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

4 第8条の規定は、前項の規定による補助金の交付変更決定について準用する。

（事業遅延等の報告）

第11条 交付決定者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業執行遅延（不能）報告書（別記第10号様式）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の廃止）

第12条 交付決定者は、補助事業の完了前に当該事業を廃止しようとするときは、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業廃止届出書（別記第11号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受理したときは、その内容を確認のうえ、補助金の交付決定を取り消し、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により届出者に通知するものとする。

3 第1項の規定により届出を行った者が、既に次条の規定による補助金の概算払を受けているときは、町長が定める期日までに受けた補助金の全額を返還しなければならない。

（概算払）

第13条 交付決定者が補助金の概算払を受けようとするときは、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金概算払請求書（別記第13号様式）に次の各号に示す書類を添え、町長の定める期日までに町長に提出しなければならない。

（1）概算払請求時点の事業経費内訳書及び証明書類（見積書、領収書など）

（2）執行済の経費等に関する写真（試作品写真、出店状況写真、購入備品写真など）

（3）その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による概算払の請求額は当該請求時における補助金交付決定額の範囲内とし、申請は1回限りとする。

3 第1項及び前項の規定による概算払の請求額は、千円未満を切り捨てた額とする。

4 町長は、第1項の規定による請求を受理したときは、その内容を審査のうえ、概算払の可否を決定し、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金概算払（不可）通知書（別記第14

号様式)により請求者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業実績報告書(別記第15号様式)に次の各号に示す書類を添え、町長が定める期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別記第16号様式)
- (2) 補助事業の収支決算書(別記第17号様式)
- (3) 事業経費の支払を証明する書類(領収書の写しなど)
- (4) 事業の実施に係る写真(試作品写真、出店状況写真など)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定及び通知)

第15条 町長は、前条の規定による報告を受領したときは、その内容及び補助事業が完了したことを確認のうえ、補助金の額を確定し、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金確定通知書(別記第18号様式)により報告者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付請求書(別記第19号様式)により、町長の定める期日までに町長に補助金を請求しなければならない。

(報告又は調査)

第17条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は担当職員をして実地に調査させることができる。

(補助金の経理等)

第18条 交付決定者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした書類を整理し、5年間の保存義務を有するものとする。

(財産の管理及び処分)

第19条 第15条の規定による補助金の額の確定を受け、補助金を受給した者(以下「補助金受給者」という。)は、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 補助金受給者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(補助金の返還)

第20条 補助金の交付を受けた補助事業が完了した後、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、補助金受給者は、補助金を全額返還しなければならない。ただし、町長が特別に認める場合はこの限りでない。

- (1) この要綱の規定により町長へ提出した書面に虚偽の記載があったとき。

(2) 補助事業により取得した設備が、専ら補助事業以外の用途に供していると認められるとき。

(3) 第19条に規定する事項に違反して財産を処分したとき。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表（第4条関係）

区分	経費の種類
補助対象経費	<p>1 新商品開発のために必要となる経費のうちで次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 専門家謝金・旅費</li><li>(2) 試作品用原材料購入費</li><li>(3) 商品のパッケージ等に係る経費（パッケージの購入は最小ロットとする。）</li><li>(4) 機械類借上費</li><li>(5) 試作品製造外注費</li><li>(6) 調査分析外注費</li><li>(7) コンサルタント費</li><li>(8) 新商品開発にあたり必要となる臨時的な職員の雇用に係る賃金及び共済費</li><li>(9) 職員旅費（車両を利用した旅行に係る車両借上費及び燃料費を含む）</li><li>(10) 広告宣伝費</li><li>(11) その他新商品開発のために必要と認められる経費</li></ul> <p>2 販路開拓のために必要となる経費のうちで次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) イベントに係る出店費及び資材費</li><li>(2) 展示工事費（仮設のものに限る）</li><li>(3) 販路開拓にあたり必要となる臨時的な職員の雇用に係る賃金及び共済費</li><li>(4) 職員旅費（車両を利用した旅行に係る車両借上費及び燃料費を含む）</li><li>(5) 商品及び資材輸送費</li><li>(6) 市場調査等委託費</li><li>(7) 広告宣伝費</li><li>(8) ホームページ等の制作及び更新に係る経費</li><li>(9) 販路開拓に伴うシステム導入に係る経費</li></ul>

	<p>(10) 販路開拓を目的としたキッチンカー又は移動販売車の車両改造費 (食品の調理及び販売を目的とした車両の改造費)</p> <p>(11) その他販路開拓のために必要と認められる経費</p>
補助対象外経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 専ら新商品開発及び販路開拓のための事業以外の用途に供すると認められる経費</li> <li>2 用地取得費及び施設等建設工事費</li> <li>3 備品購入費</li> <li>4 販路開拓のための事業のうち町内向けの取組と認められる経費</li> <li>5 販路開拓のための事業のうち販売用商品に係る仕入費及び原材料費</li> <li>6 事業者が行う事業の運営等に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従業員及び役員等の給与、手当、保険料、年金、賃金など団体運営に係る人件費</li> <li>(2) 事業運営のための会議費、消耗品費、通信費などの事務的経費</li> <li>(3) 事業者が借上する事務所等における光熱水費、燃料費等の維持管理費</li> <li>(4) 事業者における会員相互の親睦経費（懇親会、慰労会等に係る経費）</li> <li>(5) 飲食経費（補助対象事業に係るものを含む）</li> <li>(6) 事業者が加盟する関係団体に係る負担金や大会参加費等</li> <li>(7) 社会通念上補助することが適当と認められない経費</li> <li>(8) その他、事業者の運営に係る経費のうち町長が不適切と認める経費</li> </ol> </li> </ol>